

○上西委員 上西小百合でございます。

まずは、本日、質問の機会をお与えいただきましたことに御礼を申し上げまして、質問に入らせていただきます。

まず、上川大臣にお伺いをいたします。

インターネットのいわゆる闇サイトで知り合った男らが名古屋市の女性会社員を誘拐、殺害した事件で、去る六月二十五日、主犯格の男の死刑が執行されました。

第一次安倍内閣以降、三年半で通算二十二人に死刑が執行されています。上川大臣が御就任されてから初めての死刑執行でございましたが、まだそのことが国会では触れられておりませんので、大臣、今回の死刑執行の理由をこの機会に明らかにしていただければと思います。

○上川国務大臣 申し上げるまでもございません、死刑というのは、人の命を絶つ極めて重大な刑罰でございます。その執行に際しましても、慎重な態度で臨むということ、これが大原則でございます。

同時に、法治国家でございます。確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないということ、これも言うまでもないことでございます。

特に、死刑の判決ということではありますが、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対しまして、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものでございます。法務大臣といたしましては、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従いまして、慎重かつ厳正に対処すべきものであるというふうに考えているところでございます。

今回の死刑執行につきましても、このような観点に立ちまして、慎重な上にも慎重な検討を経た上で死刑執行命令を発したものでございます。

○上西委員 御答弁ありがとうございます。

きょうは死刑制度の議論をするつもりはございませんが、大臣も非常に複雑なお気持ちで御決断をなさったと、私もこのように理解をしております。

この事件の被害者は、今の私と同世代で、ごくごく普通の日常を送る会社員でございました。会社の帰り、何の落ち度もない女性が誘拐され、恐怖にさらされ、そしてわずかな金銭を奪うために極めて残忍な手口で殺害された、こういう事件を鮮明に記憶いたしております。

被害者の御冥福をお祈りするとともに、罪を心から憎み、犯罪撲滅のために国会議員として何ができるのか、改めて今考えておるところでございますので、そうした観点から、きょうの論点、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設についての質問に入らせていただきます。

今回の一連の改正案の提出背景、刑事司法制度改革の発端は、二〇一〇年九月に発覚した大阪地検特捜部による証拠改ざん事件でございました。当時、私は、大阪で会社員をしていますが、新聞の一面に躍る大きな活字を見て、檢察って怖いところなんやね、大阪地検の体質がそうなんかな、こういうふうな会話を友人たちとしていたことを思い出しました。

このたび法務省から提出されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案関係資料の法律案要綱三ページの「二 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設」の「1

合意の手続」から読んでいきますと、「(一) 検察官は、」で始まり、検察官が主語、主体で合意の手続を始めていくということになっています。これでは、不祥事を起こした検察がその裁量を広げるのか、こういうふうにとられかねませんが、これは適切なのでしょうか。文言を議論する上で少し配慮はできなかったものか、こういうふうを考えております。法務省の方でお答えをいただけますでしょうか。

○林政府参考人 本法律案におきましては、取り調べまた供述調書への過度の依存からの脱却ということで、取り調べによっても事案の解明が困難である組織的な犯罪等につきまして、首謀者等の関与状況も含めた事案の解明ができるようにするために、主として証拠収集手段の適正化、多様化に資する方策として導入するものでございます。

この合意制度は、検察官の広範な訴追裁量権を背景として、被疑者、被告人の事件について処分の軽減等を行うことを可能にするものでございます。

このように、合意制度は、主として証拠収集手段の適正化、多様化に資する方策として導入するというものでございまして、検察官の広範な訴追裁量権に基づくものでございまずので、本法律案の条文におきましては、主語を「検察官は、」ということとしまして、合意を検察官の権限として規定しているものでございます。

もとより、この合意自体は、検察官と被疑者、被告人とがそれぞれ特定の行為をすることを相互に約するものでございまして、検察官の一方的判断でなし得るものではなく、合意の成立には、被疑者、被告人が合意に応じるとともに、弁護人の同意が必要となります。また、合意をするためには、必要な協議の申し入れは、検察官だけでなく、被疑者、被告人側からもすることができるものでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

要するに、検察官の裁量の範囲を広げるんだからこういう書き方でいいんだということであろうかと思いますが、やはり私、今申し上げましたように、検察の不祥事、特に、私の地元の大阪地検特捜部の不祥事が発端となって刑事司法制度改革をしようということであるから、なぜ検事に判断を委ねる記述から始まるのか、これに関しては若干違和感を感じているということを申し伝えさせていただきたいと思ひますし、今後、しっかりとそういう観点も御考慮いただきたい、こういうふうに思ひます。

それから、今から用いる表現であります、これは、ある事件の容疑者が、被告が別の事件の他人の犯罪を明らかにすることによって検事が不起訴や罪を軽くする旨の合意ができるという制度ですから、ほかの委員の先生方同様、司法取引という表現を使っていきたいと思ひます。

今回の司法取引は、他人の事件についての協力ですから、共犯者として他人を巻き込む危険性、いわゆる引っぱり込みが起こる可能性があることについては、審議において何度も指摘をされていますし、そのおそれは特に払拭されていません。ですから、先ほど申し上げました、警察って怖いところなんやねと、このままではないかと思ひます。

引っぱり込みの危険性に関しては、大臣は、合意の成立に至る過程で弁護士が必ず関与すると御答弁されていますが、本当にそれで担保、防止されるのでしょうか。大臣より御答弁をお願いいたします。

○上川国務大臣 今回の合意制度でございりますが、一定の財政経済犯罪等を対象とした形で、首謀者の関与状況を初めといたしまして、組織的な犯罪の全容解明に資する供述等を

得ることを可能にするというものでございます。

そして、今御指摘の第三者を巻き込むおそれということについては、指摘をされているところでございまして、そのようなことが生じることのないように、制度上さまざまな工夫をしているところでございます。

手当ての一は、御指摘いただきましたとおり、協議の開始から合意の成立に至るまで弁護人が関与するということ、そして、合意に基づく供述が他人の公判で使われるときにおきましては、その合意内容につきまして裁判所においてオープンにされるということでございます。そのため、検察官におきましても、十分な裏づけ証拠が得られない限り、証拠として使えないということになるわけでございます。合意をした者が捜査機関に虚偽の供述等をするということになりますと、新設の罰則の規定がございまして、処罰の対象となる。

こうした制度を手当てするという形の上で、合意制度の巻き込みの危険性についてリスクを下げる、リスクをなくすという手だてをしているところでございます。的確に巻き込みの危険を除去するということについて、適正な運用を図っていきたいというふうに思っております。

○上西委員　さまざまなリスクを回避するための手当てはされているということですが、引っ張り込みというのは、やはり無実の方が取り調べを受けるといった可能性も十分に想定されるわけでありますから、制度にする前にまずしっかりと検討していただきたい、こういうふうに思います。

きょうの質問に合わせて、過去の事件について取材を続けたジャーナリストから私なりに話を聞き、勉強してまいりました。過去の事件ですし、処分も済んでいますから、差しさわりのない範囲でそのあたりを表現、質問させていただきたいと思います。

造船疑獄事件の発端となったと言われる森脇メモを作成した森脇将光氏、吹原産業事件初め多くの事件にかかわり、結局逮捕された田中彰治代議士等、一人の人間が、あるときは有力な情報提供者として捜査機関に接触をしたり、あるときは重大事件の容疑者、被告として摘発をされ、身柄を拘束されたという事例もあります。

このように、検察、警察は、これまでである意味、アンタッチャブル、闇社会の情報源をしたたかに活用して、司法取引制度がなくても重大事件を摘発してきたわけでありますが、今度はそれを明確に制度化して、事件摘発に結びつけようとしているわけです。

改めて、司法取引を導入する根拠、制度にしていくという根拠を法務省にお伺いいたします。端的に御答弁をいただきたいと思います。

○林政府参考人　特に組織的な犯罪等におきましては、首謀者等の関与状況を含めた事案の解明が求められますけれども、その解明というものは、末端の実行者などの組織内部の者からの供述を得なければ極めて困難である場合が多いわけでございます。現行法のもとでは、そのような供述等を得るための主な手法は取り調べでございまして、他に有効な手段が存在しないわけでございます。こういったことが取り調べと供述調書への過度の依存を生じてきた要因となっていると考えられます。

その上で、また近時、事案の解明に資する供述を取り調べによって得ることが困難になってきております。取り調べによって供述を得ることが困難な場合にも、なお取り調べによって供述を得ようとする状況、こういったものがあろうかと思えます。

こうしたことから考えますと、この取り調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するためには、こうした合意制度という形での新たな証拠収集手段を創設することが必要であるということから立案されたものでございます。

○上西委員 では、それを受け、次に、警察庁広域重要指定一一四号事件、いわゆるグリコ・森永事件の事例を取り上げていきたいと思っております。

このときは、別の事件で逮捕、勾留された容疑者、被告が、当時の報道等では知ることができない、捜査本部の一部の幹部しか知らない事実を次々と暴露を始め、取り調べ官は、この容疑者はもしかしたら犯人もしくは犯人につながる人物を知っているのではないかと、こういうふうになり、グリコ・森永事件の捜査本部、警察本部も大騒ぎとなったそうで、取り調べ官も、いわゆる司法取引をちらつかせながらさらに供述を引き出そうとしたわけですが、結局、最終的には供述が変わり、減軽の確約がなければこれ以上しゃべらぬぞ、こういうふうになってしまったということでもあります。

法務・検察が直接かかわった捜査でないことも承知はしています。弁護士も介在はしていません。三十年近く前の事例で、非公式、かつ現場の取り調べ官の判断だったとはいえ、他人の犯罪、しかも組織的な犯罪について供述を得ようとしてもうまくいかなかった、いわば失敗の事例だったと思っております。

過去には学ぶべきだと思います。今回、司法取引を導入すればこういった失敗事例はなくなるというふうにお考えでしょうか。法務省の御見解をお願いします。

○林政府参考人 今、前提とされた事案、全く承知しておりません。

その上でお答えしますと、基本的に、今回、合意制度というものができると、そういった法定の手續にのっとりた形で行う。それでなければ、捜査行為というものが証拠能力とかそういったものに影響いたしますので、こういった合意制度によらない捜査方法、捜査手段というものをとることができなくなります。そういったことから、今後、この合意制度ができれば、今度はこの合意制度の要件、手續に従いまして、適正にこれを運用していくということになるかと思っております。

○上西委員 一応通告はさせていただいているんじゃないかと思うんですけども、今さまざま申し上げましたような事件で、司法取引がうまくいっていなかった、こういう状況があるというふうなことを申し上げたかったということでもあります。

余り時間がなくなってきたわけなんですけれども、次に、一九八八年から八九年、首都圏を震撼させた連続少女誘拐殺人事件、これは警察庁広域重要指定一一七号事件で、この容疑者は既に死刑執行されていますが、その容疑者はわいせつ未遂事件で警視庁に逮捕され、そのわいせつ未遂事件の取り調べ中に、東京と埼玉で女の子を四人誘拐して殺したのは私ですと上申書を提出して、次々とほかの事件を自白していったということでもあります。

こういう事例を見れば、取り調べ官が容疑者、被告ときちんと向き合うことに成功すれば、何もほかの人からの情報提供がなくても重大事件の解明、取り調べは可能なのではないか、こういうふうに思いますが、司法取引を制度化することではなく、取り調べ技術を磨く、向上させるという方策では対応できないのか、これについて法務省のお考えをお聞かせください。

○林政府参考人 今例に挙げられたものは、一つには単独犯の事案だと思いますけれども、合意制度の導入の一つの目的は、やはり組織的な犯罪の解明ということが一番大きな目的

となっているわけでございます。そういったことでは、取り調べのみに依存するわけではなく、こういった新しい証拠収集手段というものが必要であろうか、こう考えております。

それにいたしましても、今度の合意制度ができれば取り調べ自体が全て不要となるわけではもとよりございません。したがって、取り調べの技術向上ということにつきましては非常に重要な課題と思っております。今後とも検察当局において、各種の研修でありますとか、日々の具体的な事件の捜査処理における指揮監督の中で十分に努めていくものと承知しております。

○上西委員　さまざまな対応で捜査技術の向上をしていくということではありますが、司法取引に関しましては、アメリカでは既に見直しの機運もいろいろ出てきているということも申し上げたい、こういうふうに思います。

そして、仮にこの制度が導入された場合、検事全員が本当にこの制度を使いこなせるのか、こういうふうにも思います。当然、検事にも経験等に基づいた取り調べ技術のレベルがあると思います。吉永祐介さんや石川達紘さんのような捜査の神様と呼ばれた特捜検事もいらっしゃる。そして、おとつい参考人としていらした高井弁護士や郷原弁護士といった方々、また、数多くの特捜事件、大型経済犯罪を立件してきた剛腕検察官のような方ならば、新しい制度もきちんと使いこなせるのではないかと、こういうふうに思います。

要するに、取り調べはいわば職人の世界、こういうふうに思います。ですが、取り調べを受ける側からすれば、一生を左右する場でありますから、取り調べ官によって対応がまちまちという状況は好ましくありません。

ですので、今、研修等そういった対応をしっかりとやっていく、取り調べの技術レベルを向上させる努力をしていくというふうにお答えをいただきましたが、仮に司法取引がよい制度で導入されたとしても、実際の運用は人間が行う。運用にてレベルの差、技量の差が出てしまったのでは、法の下での平等に反します。

そうした行為をチェックする意味からも、私が前の質問で主張させていただきましたとおり、録音、録画、全面可視化が必要不可欠だと思いますし、視察で検察庁にお邪魔して伺った意見を取り入れましても、法務・検察の方々にとってもその方がいいのではないかと、こういうふうに思います。

大臣、それでも全事件への録音、録画の導入はされませんか、御見解をお伺いいたします。

○上川国務大臣　協議の過程、あるいは合意後の取り調べについて録音、録画を制度化すべきではないかという御質問でございますけれども、協議における録音、録画につきましては、協議でございますので、自由に三者間で意見を交換しながら、合意をするか否かというのを見きわめる、そうしたプロセスということでございます。この協議の機能そのものを録音、録画は大きく阻害するということになるのではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

また、被疑者等につきましては、弁護人が関与する中で戦略的に供述をするということでもございまして、そうした不適正な聴取はなされないということでもございます。

また、合意後の取り調べの録音、録画につきましても、これは、被疑者等につきましても、弁護人とよくよく相談をした上で取り調べに対応する、こうしたことを踏まえて考えますと、不適正な聴取につきましても想定されないということでもございまして、録音、録

画をする必要性は乏しいというふうに考えているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

今、可視化することによってそういった協議の妨げになることもあるというふうに御答弁をいただきましたが、そうじゃなくて、やはり今申し上げたように、法の下での平等といったものを国民の皆さん方にもしっかりと見ていただく、御判断をいただくという上でも、全面可視化、全面録音ということでもしっかりと検討していただきたい、こういうふうに申し上げます、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（以上）